平成２６年（フ）第７５７号
兵庫県三田市三田町33番23―403号、従前の住所神戸市灘区篠原中町３丁目５番18号　千代第一ビル305号
債務者　國岡　史希
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目９番５号グランシャリオ武庫之荘Ⅱ207、前住所兵庫県伊丹市南野６丁目１番13―208号
債務者　吉村　康彦
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５３３号
兵庫県芦屋市浜町２番11―503号、前住所兵庫県芦屋市津知町８番14号スターハイツ203号
債務者　長尾　広信
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５４４号
兵庫県尼崎市梶ケ島４番22号アクアマリンハイツ103
債務者　原田　栄子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５６４号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目216番地の１サン野菊尼崎Ａ―111
債務者　山上さつき
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５９２号
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目37番26号高田文化102号
債務者　牧野　朝枝
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６７３号
広島市南区宇品御幸３丁目５番23号　小玉アパート１号
債務者　大野ヴィヴィアンこと　ＯＮＯ　ＶＩＶＩＡＮ　ＶＥＲＧＡＲＡ
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８５６号
広島市西区大宮３丁目２番１―404号
債務者　永井　　剛
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３２号
長崎県長崎市小峰町11番７―103号
債務者　森　　ナル
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６８号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野1273番地７
債務者　築山　博子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第５０号
栃木県那須塩原市東三島５丁目526番地　佐藤アパート２号、前住所栃木県那須塩原市関谷1426番地28
債務者　永島健一郎
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月８日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第４３８号
栃木県那須塩原市埼玉８番地　市営稲村団地216号
債務者　大塚　知則
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３６号
岡山市南区箕島1003番地１
債務者　井上　博人
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０号
大分県中津市大字田尻1392番地１　市営住宅
債務者　門柳　年明
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月19日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第５９号
長野県小諸市大字市1018番地29　サンシャイン美里103号室
債務者　饗場　光城
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月14日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第６２号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉5524番地26
債務者　小林　茂樹
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月14日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部